

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和8年度J-クレジット売払い(第1回)
企画提案書(クレジット流通計画書)

1. 希望買取数量・金額

クレジット種別	買取単価 (円/t-CO2)	買取数量(t-CO2)	買取金額(円) (税抜き)
省エネクレジット			
再エネ(電力)クレジット			
合計	-		

※買取単価は、省エネクレジット4,492円/t-CO2、再エネ(電力)クレジット4,696円/t-CO2以上とし、それぞれ1つのみ記載ください(複数の買取単価を記載することはできません)。
※買取数量は、1t-CO2単位で記載可能です。省エネクレジット、再エネ(電力)クレジットそれぞれ5,000t-CO2以上とし、省エネクレジットは15,000t-CO2、再エネ(電力)クレジットは45,000t-CO2を上限として記載してください。
※採択された際にお支払いいただく額は、買取金額の合計に消費税10%を課税した額になります。

2. 活用用途

買い取ったクレジットの活用用途として当てはまるものを以下から選択してください(複数回答可)。

- i. 数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける取引
- ii. 相対取引等による転売
- iii. 自ら活用
- iv. その他

(iを選択した場合)利用予定の取引プラットフォーム名と取引見込数量を記載してください。取引見込数量は、1.に記載の省エネクレジット・再エネクレジットそれぞれの買取数量のうち、6割以上の数量を記載してください。6割に満たない場合は審査の対象外とします。また、令和8年度GX需要創出・カーボンプライシング運営事業費(GX Futureリーグ運営及びGX率先実行宣言の運営・管理・調査)において実施しているマーケットメイカーに指定されている場合はその旨を記載してください。

(例)〇〇取引所において省エネ1万トン、再エネ2万トンを売却予定。

3. 過去に買い取ったクレジットの売却実績

令和7年度 J-クレジット売払いで採択された事業者の場合、以下に買い取ったクレジット量と、そのうち数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームで売却した量を記載してください。なお、「売却」とは、取引プラットフォームにおいて応募事業者が売り注文を出し、取引が成立（約定）したことを指します。同一のシリアル番号の J-クレジットを複数回売却した場合には、最初に売却した分のみを売却量としてカウントしてください。売却量が6割に満たない場合は審査の対象外になります。

また、上記売払いで採択されていない事業者については、ii に○を記載ください。

i. 令和7年度 J-クレジット売払いで採択されている

	買取数量 (t-CO2)	売却数量 (t-CO2)	売却割合 (%) 【売却数量÷買取数量 × 100】 ※小数点第一位を切り捨てた 数値を記載してください
省エネクレジット			
再エネ（電力）クレジット			

ii. 令和7年度 J-クレジット売払いで採択されていない

4. 取引所における取引実績

カーボン・クレジットに限らず、法令上の許認可を取得している取引所（※1）において商品等を取引した実績がある場合は、以下にその内容（取引商品、取引量等）について記載してください。また、法令に基づき免許・許可・登録等を受けている取引業者（※2）に該当する場合はその旨を記載してください。

--

※1 金融商品取引法における金融商品取引所、商品先物取引法における商品取引所等

※2 商品先物取引法上の商品先物取引業者、金融商品取引法上の第一種・第二種金融商品取引業者等

5. 取引実施体制

数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける J-クレジット取引を実施するための体制を整備している場合は、以下に体制図（従事する人数を含む）を記載してください。

--

6. J-クレジットの取扱実績

過去にJ-クレジットの売買実績がある場合は、売買方法・売買数量を記載してください。また、相対取引による売買実績なのか、数量・価格の公示機能のある取引プラットフォームにおける売買実績なのかが判別できるように記載してください（3. に記載いただいた売却実績と重複する内容を記載いただいても構いません）。なお、売買実績が多数ある場合には、直近3年間のうちの売買数量の大きい実績のみを記載いただく形でも構いません。

（例）令和7年度の政府入札販売で省エネ 1000 トンを購入し、そのうち 500 トンは顧客に相対で売却（500 トンは保有）。